

令和7年度第1回多良木町議会(6月定例会議)

招 集 年 月 日	令和7年6月10日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和7年6月16日			午前10時00分
開 閉 宣 告	散	会	令和7年6月16日			午後00時 03分
応招 (不応招)	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治
欠席議員	2	○	魚 住 憲 一	7	○	豊 永 好 人
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清
× 欠 席	4			9	○	落 合 健 治
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文
会議録署名議員	3番		林 田 俊 策	5番		源 嶋 た ま み
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長		林 田 浩 之	議 事 職 員		山 下 結 以
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	石 井 淳 一	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	岡 本 雅 博	生涯学習課			
	教 育 長	吉 村 英 亀	住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住民ほけん課			
	総 務 課 長	東 健 一 郎	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課		福 祉 課			
	企 画 観 光 課 長	浅 川 英 司	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企 画 観 光 課		建 設 課			
	危 機 管 理 防 災 課 長	椎 葉 純	農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明		
	危 機 管 理 防 災 課	多 田 哲 弥	農 林 整 備 課			
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏	産 業 振 興 課 長	魚 住 雅 彦		
	農 委 事 務 局 長	大 森 博 範	産 業 振 興 課	西 輝 樹		

会 議 に 付 し た 事 件

	<p>一般質問</p>
--	-------------

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 9 名です。
全員出席ですので、会議は成立いたしております。
これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第 1、一般質問を行います。
順番に発言を許可します。

源嶋 たまみ議員の一般質問

○議長（宇佐信行議員）

5 番、源嶋たまみ議員の一般質問を許可します。
5 番、源嶋たまみ議員。

○5 番（源嶋たまみ議員）

皆さんおはようございます。
通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。
昨日、多良木町九州少年剣道大会を見に行きまして、子どもたちの 1 本をとるための集中力にいつもながら感心させられます。
私も負けないよう集中して質問し答弁を聞こうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
まず 1 番の農業の振興についての質問です。
①で地域計画作成時の注意事項について伺いたいという質問ですが、ここにいる皆様で地域計画を見ていらっしゃる方が多いと思います。
資料の請求をしておけば皆様にもよく分かったのかと思いますが、Google で、後で検索していただくのを訊いていたか分かっていただけたと思いますので、よろしくお願いいたします。
地域計画は、10 年後の耕作者を農地一筆ごとに定めるよう、3 月末までに市町村に策定が義務づけられていましたが、まずは遅れることなく、策定し報告されていたことに安心しました。
担い手となる耕作者の出席がどの地区においても少なかったと聞きましたが、そのような中で、どのようなことに注意されて作成されたのか。
1 の地域計画作成時の注意事項について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

これより町長、関係課長の答弁を許可します。
はい、大森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森博範君）

それでは、農業委員会より答弁させていただきます。
令和 5 年 4 月 1 日に施行された改正農業経営基盤強化促進法等により、従来の人農地プランを法定化し、地域の話合いにより目指すべき将来の農地の利用を明確にすることや、農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集積化等を図るため、令和 7 年 3 月末までに地域計画を策定することが義務づけられました。
策定に関しましては、農地の受け手との話合いや目標地図の作成など、計画の素案となるものを農業委員会で取り組み、その素案をもとに産業振興課とともに計画の策定を行いました。
素案作成に伴い、地域の担い手により広く意見を徴収する必要がございましたので、話合いの場の周知を人農地プランに位置づけられた方への出席依頼や回覧により行いましたが、予定したよりも出席者が少ない状況でございました。
今回の地域計画作成時の注意事項としましては、今後、農業施設や住宅建築など、農地転用の計画がある農地を計画内農用地としないことや、今後、国の補助事業を利用する恐れがある

農家が作付する農用地においては、計画に位置づけること、また、空いてくる農用地を誰が担っていくかなどでございます。

○議長（宇佐信行議員）

5番。

○5番（源嶋たまみ議員）

大変ご苦労されて作成されたと思います。

本来ならば、耕作者である我々が各地区に集まって、ここはうちが作るから、あっちのほうは何々さんをお願いしますというふうに地域計画を作らなければならないんですけども、耕作者に現在余裕がなく、今を消化するのが精いっぱい、役場任せにして申し訳なく思っています。

ただ担い手と言われる耕作者は、自分の地区は自分たちで守っていかなければならないと思っているので、地域計画に上がっているように区域内において、今後の農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計が0ヘクタールってということはないと思ってこの計画を見ていました。

②の質問の区域の状況を伺いたいという質問ですけども、地域計画の区域の状況の中で、規模縮小などの意向のある農地面積が各地区あります。多良木地区だけでも176haあるようです。

その中で引き受ける意向のある農地面積の合計が、なぜ0haなのか。

注意書きに、注意事項として、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のある全ての農地面積を記載のうたと書いてあるのに、どうして全地区0haなのか、どのような議論の中でこのような報告をされたのかを伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

大森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森博範君）

お答えいたします。

地域計画の協議の場では、主に10年後の地域の農地を誰がどうやって担っていくかの話し合いを行いました。

区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計につきましては、前回の農地プランのアンケートの結果を反映してもよいとの指針を受け、その農地面積を記載しております。

しかし、実施されたアンケートでは、規模拡大の規模についての項目はありませんでした。

よって、規模拡大の意向のある面積については、地域計画の協議の場で、意見を集約したいと考えていたところですが、それぞれの地区でいろいろな意見をいただきましたが、出席された方の多くが高齢で、農地の引受けに関しましては、10年後と言われても答えられないといった意見が多く、規模拡大に通じる意見はほとんどありませんでした。

しかしながら、一部で引受けたいとの意見もありましたが、令和6年度中に貸借契約をなされましたので、10年後の農地を新たに引き受ける意向のある方は0haとさせていただきます、現状維持とさせていただきます。

ただ、今回策定いたしました地域計画につきましては、若手の方の意見を十分に反映できていないと認識しておりますので、令和7年度以降におきましては、引受けていただける農家、若い農家の意向を十分に反映できるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

5番。

○5番（源嶋たまみ議員）

やはり若い担い手の意見は聞かれてないっていうか、この結果に反映できていないようですので、私たちからすると、基盤整備してある田んぼは、大体借り手があると思うんですね、畦とか、山際になると、やはり耕作放棄地になったり、田んぼとみなさない土地になると思いますけども、まず、改善田は多分引受けがあると思いますので、これから先いろんな議論がされていくと思います。

先ほどの答弁のように、このような計画だったので、6月5日の新聞にもですね、このように、農地の6割は耕作者不在の恐れがあるっていうふうに大きく載ってました。

こうなると、米騒動どころか食料全体の危機の恐れがあります。

基幹産業が農業の本町ですが、対策は練っておられるのか伺いたと思います。

○議長（宇佐信行議員）

大森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森博範君）

お答えいたします。

今回、地域計画を策定したことで、地域の農業者の年齢構成や高齢化された営農者の規模縮小という状況が分かってまいりました。

地域計画の実現のためには、地域内外からの農地の受け手を幅広く確保することが重要であると認識しています。

農地バンクの活用や農業委員、推進委員の皆様と協力を図るとともに、新規就農者相談会や移住相談会に参加し、町内での新規就農者を募るとともに、点在する農地を集約することで、労力の軽減を図り、既存農家の規模拡大をお願いしたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

5番。

○5番（源嶋たまみ議員）

JAもですね新規就農者用の研修制度をやってまして、そういう情報を町としても取り入れたり、いろんな情報交換をやはりJAとやっていくべきだと思います。

3の畑地化推進によりどれぐらいの水田が畑地化されたのか伺いたいという質問ですが、わが家も固定のハウスがたくさんありまして、畑地化をするように言われ畑地化しました。

ハウスなので、年に1度の水張りが義務づけられていた時だったので仕方なかったのですが、国は何でこんな変なことを決めるんだろうという疑問の声もだいたい聞きました。

畑地化しても、水田活用支払交付金を田畑問わず、作物ごとに支援する仕組みに見直すと思ったので安心したのですが、どれぐらいの水田が畑地化されたのか伺いたと思います。

○議長（宇佐信行議員）

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

お答えさせていただきます。

畑地化推進事業につきましては、水田を畑地化して、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間継続的に伴走支援を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間で調整や畑作物に伴う土地改良区の地区除外決済金などに対する費用を支援する国の事業でございます。

令和6年度に畑地化推進事業への要望を周知しましたところ、27件、106筆、約14.8haが申請され、令和7年度の要望では、12件、39筆、約5haが申請されている状況でございます。

○議長（宇佐信行議員）

5番。

○5番（源嶋たまみ議員）

合わせると19.8ha、約、それだけが水田が畑地化されたことになります。

水田活用支払交付金の対象が畑も増えるということで、まずは、畑地化された方も安心だと思っんですけども、対象が畑も増えるということで、支援単価を維持できるのか、財源の確保など、今後の焦点だということで、今年度中には決まるようですが、町長もこの件に関しては関心を持って、国の動向を注意していただきたいと思っと思います。

4の地域計画全体について伺いたしたいと思います。

将来の在り方で、将来の在り方ってところがあるんですけども、機械施設等の過剰投資を抑制し、農業の生産性の効率化や農地の集積を図るため、大型機械の共同化、スマート農業導入による労働力の低減、農作業の共同化を図るとあります。

確かに10年後ぐらいまではそれでもいいかと思っと思いますが、この先、各地区において担い手が1人という地区もあるでしょう。

共同で機械を買っても、それを使うのが1軒になる可能性は十分にあります。

残る担い手1軒1軒が大きくなってもらわなければ私はならないと思っと思っています。

また、球磨郡でできていない作物の集積が1番のネックだと思っと思っています。

作物の集積ができていれば、機械を利用するにも、農薬散布にも、ドリフトの心配もいらない。

これからは農地の集積とともに、その話合いも重要だと思いますが、この地域計画について、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

はい、大森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森博範君）

お答えいたします。

この地域計画は、先ほども申し上げましたが、令和7年度以降も地域の話合いをもとに、地域の課題を皆さんで共有し、解決の方向性を話し合っていくことになります。

農作物の集積につきましては、経営体ごとに作付される農作物も違いますし、施設園芸などの施設移転などの解決する課題があるかと思いますが、まずは農地の集積を図る際に、農薬散布時のドリフトを踏まえた農作物の作付や集積について各地域で協議するなど、地域農業の発展に向けた話合いが必要かと思っております。

○議長（宇佐信行議員）

はい、町長。

○町長（石井淳一君）

おはようございます。

お答えさせていただきたいと思います。

農業者の皆様には営農を通じて農業・農村の基盤を支えていただくとともに、さらに地域住民の暮らしを支えていただいていると思っております。そして町の基幹産業である農業を守っていただいております。

私は、農業は特に生命線であり、命の一番身近なところにいる尊い職業だと思っております。

そのような地域ですね、農業者の皆様が、農地の集積の際に、その地域の実情に応じた農作物の作付けをしっかりと話し合ってください、地域農業の発展に寄与いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

○議長（宇佐信行議員）

5番。

○5番（源嶋たまみ議員）

大型機械の共同化でなく、1軒1軒が大型機械を持っていないと、仕事がさばけない時代になります。

そのときに、町としてどういう支援ができるのかを考えていかなければならないと思いますが、町としてはどのようにお考えですか。

○議長（宇佐信行議員）

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

お答えさせていただきます。

大型機械につきましては、様々な機能などの追加により、5年前と比べて、100万円以上高くなってきており、一つの農家では大型機械を購入することが難しいと聞いております。

現在におきましては、中山間集落協定組合や各地域の機械利用組合などにより、大型機械を共同購入し、利用されているような状況でございます。

また、町としましても、認定農業者などの方々も機械などを購入される際に補助を行っているところでございます。

今回策定いたしました地域計画には様々な国や県の補助金がひもづけされております。

今後の支援につきましては、町の財源が限られておりますので、国や県からの補助金を効率的に活用するとともに、町単独の補助金につきましては、農家の皆様の声を聞きながら、町長、議会の皆様にご相談させていただきながら進めさせていただければと思います。

○議長（宇佐信行議員）

5番。

○5番（源嶋たまみ議員）

うちにはメーカーの方がよく来られるんですけども、多良木町は補助事業を使うのが下手だというふうに言われます。球磨郡で1番上手なのがあさぎり町だそうです。農業公社がある、公社というか、町で作ったそういう機関があるせいなのかもしれませんけども、あさぎり町はよく補助事業をうまく使われています。

昔はですね、1馬力10万、とにかく20馬力だと、200万ぐらいで買えたトラクターでも、今は、20馬力ぐらいでも500万くらいします。昔の倍か3倍ぐらいの値段になっています。今盛んに使われている田植機も6畳だともう300万を超えるような感じです。うちが買ったときは100何十万だったんですけど、もう既に倍になってます。

このように、先ほども答弁であったように、やはり大型機械を1軒で買うには物すごく負担な情勢となっています。

しかし、共同で買ってですね、多分10年後はオペレーターとして活躍できるのは、その地区に1人いればいいほうだと思います。

そういうことをしっかり踏まえて、町長としてはどういうふうにお考えですか。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井淳一君）

お答えします。

先ほど課長が申したとおり、町の財政は限られておりますので、国や県からの補助金を効率的に活用するとともに、また町単独の補助金について考えていきたいと思っております。

また、やはり円安っていうのがですね、物すごく影響している。この円安っていうのも、簡単に言いますと自分の貯金とかなんかも半分になってる。前が80円だと160円、やはり日本が強くなるのが1番重要ですけども、そうは言ってもらえませんので、それともう一つ、源嶋議員と私がちよっと見てる、10年だけじゃなくて長期の部分ですね、見てらっしゃるっていうことも分かっております。

やはりそこはですね、農業の方たちのご意見等をですね、伺いながらしっかりと制度設計また補助制度、基本的にやっぱり国県がですねしっかりそういった円安対策とかしていただいて、そして、しっかり経営ができるような農業になるといいなとは思っております。

ただ、今の現段階でお答えできるのは、先ほど課長が申したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（宇佐信行議員）

5番。

○5番（源嶋たまみ議員）

農水省の補助事業だけでなく、総務省からも結構農業に関する補助事業が出てくるそうなので、暇があったときは、そういう事業を何かないかなあというふうに、職員の方は調べて、JAともまめに打合せをして、うまく補助事業を使っていたらいいと思います。

地域農業の活性化のために地域内外から農地を利用する者を確保しとあります。

確かに久米地区はあさぎり町からの利用が多くなっています。

多良木町もあさぎり町に負けない支援の仕方を考えていかないと、後継者はますます減っていきます。

先ほども答弁でもありましたように、地域計画を立てたことで、見直すべきことが見えてきたと思いますので、柔軟な姿勢で対応できるような体制の構築を図っていただきたいと申しまして1番の質問を終わります。

2番のスケートボードの利用についての質問に移ります。

スケートボードの利用って町が利用するのではなくて、スケートボードを利用して子どもたちが遊んでいることについての質問です。

オリンピックでは日本選手が大活躍でした。男子ストリートでは、金メダル最有力と言われていた堀米雄斗選手の失敗が続き、最後のランで決め業を決め、金メダルをとったときは皆さんも歓喜に沸いたと思います。

日本選手の活躍の背景には、この競技の特徴である教え合う文化があるとする専門家もいます。

初めからコーチや指導者がいるようなスポーツではなく、お互いに技を競い合いを教え合う

スポーツです。

そんなスケートボードですが、なぜか歓迎されません。これは今に始まったことではなく、私の息子も小中高とずっとスケボーをやってきました。こけて怪我をしたこともありますが、辞めなさいと言ったことはありません。今孫の時代になり、たくさん子どもたちがやっています。

しかしどこでしていても、うるさいとか、中には警察に通報される方もいらっしゃいます。

家でゲームをしているより、ずっと活動的でいいと思うのですが、1の質問で、町内でスケートボードを気軽に利用できる場所はあるのか、現状と課題について伺います。

○議長（宇佐信行議員）

はい、東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それではお答えいたします。

町内でスケートボードを気軽に利用できる場所はあるかというご質問でございますが、多良木町内にはスケートボード場はございませんので、ないということでございます。

また、正確な情報ではございませんが、人吉球磨地域におきましても、公にスケートボードができる場所はないというふうに聞き及んでおります。

スケートボードにつきましては、先ほど議員が言われたとおり、使用中の音がうるさいとか、周りに対して、危険を与えかねないという課題などがあると思われまます。

○議長（宇佐信行議員）

5番。

○5番（源嶋たまみ議員）

やはり音がうるさいとか危険を、する場所は固定されていないようです。どこの町村もそういうふうに私も聞いております。

しかし、スケートパークを作ってほしいとか、そういうのではなくて、今ある駐車場だったり、民家から離れたところにある舗装してあるところだったら、許可できるのではないかなというふうに思いますが、町長はどう思われます。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井淳一君）

お答えします。

私の時代は光 GENJI というアイドルグループが流行りましたのでローラースケートをもものすぐくやっていて、結局、また私たちも当然うるさいとか、いろいろ騒ぐもんだけんですね、邪魔だとか、確かに言われておった事実は確かにあって、今そういったスケートボードのほうで流行っているということでございます。

それでは、スケートボードに限らず、親が子どもの趣味やスポーツの場を確保してあげて、親子共々幸せで安心な生活を送りたいという気持ちは非常によく分かりますし、私もどちらかというそういう立場であるんですけども、町長という立場になってまたちょっと違う部分がちょっと出てきましてですね。

しかし、スケートボードという競技の特性としまして、大きな音を発生させ、周辺の方に不快感を与えかねないことがあります。

また、以前には武道館周辺でスケートボードの使用につきまして、苦情が寄せられたということもあるようでございます。

やはり使用に際してのマナーというのも一因にあるのかと、そのように考えるところでございます。

また競技中、ボードが足元から勢いよく離れることもありますし、また、周りの人に怪我を負わせる危険性があることも考えられます。

また、先ほど僕もローラースケートして、確かにヘルメットはかぶっておりませんでしたけれども、やはり普通に見てるとですね、子どもの心境とやっぱ大人が見る心境ちょっと違って、やはりプロテクターとかですね、膝当てとかそういったのをしてないのも若干こう、住民の方は町民の方になかなか理解いただけない部分なのかなとそのように思っております。

大きな音の発生により、周辺住民の理解を得られにくいことや、安全性の確保が難しいこと、

それと私も山間部とかちょっと山の中とかいろいろ考えたんですけども、やはり怪我したときの携帯電話の通信、救急車が行けるとか、そういったところもやっぱりいろいろ考えました。

そういったことを踏まえて勘案しますと、スケートボードっていいですか、そういった場所の確保については、現段階ですね、現段階では難しいものと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

5番。

○5番（源嶋たまみ議員）

子どもたちはですねどこでやっても嫌な顔される。ですから怒られないようなところを探して町外にも行ってやっている。

親の気持ちになってみても、スケートボードならあそこにいると分かるような場所を確保してあげるべきだと思うのですが、町長の今の答弁では、現状難しいっていうふうな答弁でした。

スケートボードを子どもにやらせるメリットとして、体感やバランス感覚を鍛えることができると思います。

この体のバランスをとる動きは鍛えること、体のバランスをとる動きを鍛えることは、文科省の幼児運動指示指針でも重要視されているほど、子どもの発達に大切なものと言われています。

スケートパークをつくれとは言いませんが、できる場所を確保してあげるとは、親子の世代を超えて愛され続けるスケートボード、年代に関係なく楽しめるスポーツとして必要だと思います。

このような若者のたまり場は、スケートボードを通じてお互いを尊重し合える学びやコミュニティ力の強化、社会性を身につけるとともに、若者の孤独化を防ぐなど、若者が育み合う貴重な教育の場所でもあるというふうにスケートパークを設計した人は言っておられます。

こんな田舎で、こんな広大な土地があるのに、そういう場所も確保できない、遊びたいものもない、したいこともできない。そういう子ども時代を育った子ども、そういうことを言われながら育った子どもたちは、一旦都市部に出たら帰ってこないと思います。

ぜひ、子どもたちが延び延び好きなことを遊んで、伸び伸びした生活ができる町にしてあげたらいいんじゃないかなというふうに思いますが、町長はもう1回どのように思われるかお答え、お尋ねします。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井淳一君）

お答えいたします。

スケートボード競技が子どもの発達において心身両面から重要な役割を果たすということは理解いたしました。

また、今後、多良木町の人口減少スピードを緩やかにしていくためには、若年層の定住が必要であり、様々な趣味、スポーツ等の場を提供していくことは、町として重要なことであると認識しております。

重ねてではございますけれども、現段階におきまして、スケートボード場の確保につきましては難しいものと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

5番。

○5番（源嶋たまみ議員）

多良木にもいらっしゃいますけども、よその町村にも結構教える方がいらっしゃって、その方が体育館を借りて教えられたり、場所を確保して教えてくださったりされてます。

ぜひ今ある施設の一部をですね、スケートボードのできる場所として開放していただきたいと願ひまして、2番の質問を終わりたいと思います。

3の中学校跡地の利用についての質問に移ります。

①で更地になって約1年が経つがどのような利用を考えかという質問です。

議員間でも、町長はどのような利活用を考えているのだろうという話が出ています。

庁舎内プロジェクトチームを立ち上げ、職員間での協議を進められていると思いますが、今時点で町長ご自身がこういう利活用がいいのではというイメージがあればお伺いしたいと思ひ

ます。

○議長（宇佐信行議員）

はい、浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

まず、庁舎内プロジェクトチームでの進捗状況について、企画観光課よりお答え申し上げます。

ご質問の中学校跡地につきましては、議員おっしゃられたとおり、現在更地として管理しているところでございます。

さきの議員懇談会でもご説明させていただきましたが、広さや立地の面からも、地域資源として非常に重要であると認識しており、福祉、防災交流、子育て、産業振興など、様々な活用の可能性について、庁舎内での検討を続けているところでございます。

○議長（宇佐信行議員）

はい、町長。

○町長（石井淳一君）

お答えします。

先ほど担当課長が答弁したとおり、現在プロジェクトチームで検討しているところでございますので、そこでの意見等を踏まえ、今後、私の考えも踏まえてですね、考えさせていただければとそうように思っております。

○議長（宇佐信行議員）

5番。

○5番（源嶋たまみ議員）

庁舎内のプロジェクトチームでいろいろと考えていらっしゃるようですので、活性化委員会でもこの件について訊かれる予定がありますので、楽しみにしておきたいと思えます。

2番の人が集まる施設をつくってほしいとよく言われるが、町長のお考えはという質問です。

人口減少は全国的なもので、昨年の出生数は70万人を切ったという報道がありましたが、本町の保育園や学校が今後どうなるのだろうかという心配もあります。

また企業誘致に関しては、働く人がいないので無理があるだろうという声もあります。

子どもたちの各種スポーツ大会を開催すると、必然的に大人も集まることや、大会のたびに遠征しなくてもいいように、グラウンドやサッカー場の整備という声もあります。

町長は前回一般質問の答弁において、近隣町村との交流人口で町を支え、上球磨の中心として頑張っていくと言われておりましたが、今回の人が集う施設をつくってほしいという声に対しての町長のお考えを伺いたいと思えます。

○議長（宇佐信行議員）

はい、浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

それでは企画観光課よりお答えいたします。

跡地について、人が集える場所にしてほしいといったご意見につきましては、担当課でも承知しているところでございます。

町としましても、地域の活性化やコミュニティーの維持、交流の促進といった観点から、町民の皆様が気軽に利用できる施設整備の可能性について、非常に重要な視点と捉えているところでございます。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井淳一君）

お答えします。

アンケートの結果を踏まえ、私に寄せられる声の中にもそのような施設を望まれているご意見があります。

今後、十分検討させていただければと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

5番。

○5番（源嶋たまみ議員）

最後の質問になります。

決断の時期としてはいつ頃とお考えかという質問です。

いつまでもあの広さの土地を更地にしておくのはもったいないという声もあります。

ある程度の方向性が決まれば、予算確保の準備や関係機関への呼びかけ等工程に移れると思いますが、町長はその方向性をいつ頃までに判断しようとお考えか伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

それでは企画観光課よりお答えいたします。

今後の跡地利活用の検討については、アンケートでいただきました町民のご意見を参考に十分に議論を重ね、議会へも相談させていただきながら、持続可能な運営や将来的な財政負担を見据えた上で、慎重に方向性を定めてまいりたいと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井淳一君）

お答えします。

現時点ではですけれども、前後するかもしれませんが、令和8年度中をめどに一定の方向性を示すことができればと思っております。

町民の皆様の声を反映させた計画となるよう、引き続き丁寧な対応を心がけてまいります。

○議長（宇佐信行議員）

5番。

○5番（源嶋たまみ議員）

町民の皆さん、あそこは何になるんだろうと本当に興味津々でわくわくされて、その結果を待ち望んでいらっしゃいますので、皆さんの意見を反映できるような施設になることを願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

これで5番、源嶋たまみ議員の一般質問を終わります。

久保田 武治議員の一般質問

○議長（宇佐信行議員）

次に、6番、久保田武治議員の一般質問を許可します。

6番、久保田武治議員。

○6番（久保田 武治議員）

それでは通告に従って質問に入りますが、私が所属する委員会に関するものもありますので、許可をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

はい、許可いたします。

○6番（久保田 武治議員）

まず1番目の町長の公約についてということなんですが、就任後3か月間半になりますね、掲げた公約への着手、進捗状況を伺いたいということなんですが。

この2月の町長選挙で町長が掲げた公約の中には、任期中に目標にアプローチするっていうものもありますし、就任早々に着手したい、そういうのもありました。

そこで、それらの着手、進捗状況について伺いたいというものです。

まず、アのですね、子育て応援について、保育料の無償化、まずこのことについて伺いたいと思うんですが、保育料無償化については、これまでも私前町長時代から一般質問で求めてきたんですが、今議会で、保育料、副食費を無償化する予算が可決し、来月から実現する運びとなりました。

郡内自治体から見れば、遅れたとはいえですね、今回の町長の政策、決断を私は評価をしたいと思うんですが。

そこでまずこのことへのコメントをね、町長にいただきたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。
町長。

○町長（石井淳一君）

答弁します。

まずは、議会のほうで、6月定例、6月の6月定例会議の一般会計の中で、保育料の無償化、また副食費の無償化をご承認、ご可決いただきましたこと大変感謝しております。ありがとうございます。

今回の補正予算でご可決いただきましたことから、来月、7月から無償化の実施に向けて関係する事務をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

次のおむつ購入費の補助、このことについて伺いたいと思うんですが、3月議会では、特にですね、町長が低所得者世帯や多子世帯への助成により、経済的、精神的な負担の軽減にもつなげたいという答弁だったですね。

その後、今どようになっているのか、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井淳一君）

お答えします。

おむつ購入費補助につきましては、現在、他の自治体の事例等の情報収集に努めておりまして、また事務のですね、負担とかが余りこう過度にならないようにそういったところも含めて、進めております。

以上でございます。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

次のですね子ども食堂支援について伺いたいと思うんですが、これ子ども食堂ではありませんが、先日ですね、物価高騰による学生の生活を支援するっていうことで、東京の私立大学がですね、100円食堂を始めたっていうのが出てました。

つまりそれぐらいやはり学生もですね、困窮しているっていうことだと思っておりますが、そこで本町のですね、子ども食堂支援はどのように今進んでいるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、私からは本町で子ども食堂を運営されております、みんなの食堂ゆいの代表者の方から運営状況や町へのご要望等についてお話を伺っておりますので、そのことについてご説明申し上げます。

食材の確保につきましては、野菜などは地域の農家の皆さん皆様や住民の方々のご好意により提供いただくことが多いということです。

また、お肉などの食材は、食事に来られた方が食事代以上の金額をお支払いいただいたり、寄附などもあり、そのような資金を活用し、確保されております。

そのようなことで、現時点では大きな支障もなく運営できているとのことでした。

昨年度は、町から10万円の補助金を交付いたしました。食材費や光熱費の高騰が続く中で、それらの経費に充てることができ、ありがたかったとお言葉もいただいております。

また運営に関しましては、特に大きな課題はなく、子どもたちも積極的にお手伝いに来てくれているようで、今後もできる範囲で無理なく運営を継続し、地域の皆さんが集える、集えるような場所になるよう、集える居場所となるような子ども食堂を目指していきたいとのことでした。

町といたしましても、引き続き、現場の声を大切にしながら、必要に応じた支援の在り方について、研究してまいりたいと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井淳一君）

お答えします。

課長答弁のとおり、現在のところでは困り事はないようでございます。

ただ、ボランティアベースで運営されておりますので、運営等で困った場合に対応ですね、できますように、情報交換はしっかりと行っていききたいとそのように思っております。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

子ども食堂についてはですね、コロナ前にはボランティア活動で、黒肥地や久米地区でも子ども食堂が開設されていまして。

そこで拡充について、今後ですね、どのようにお考えか、その点ちょっといかがですか。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井淳一君）

お答えします。

子ども食堂におきましては、基本がやはり町ではなくてボランティアベースとなってきますので、支援ですね、恐らく民間とかですね、そういった補助とかしてるのも伺ったことありますし、それで足りないとか、補助できる部分に対しては町のほうで、先ほどおっしゃられたように円安でもあり、物価も上がっておりまして、やはり各家庭のですね、賃金というのが当然今までの給料と一緒に金額でも目減りしてるのは誰しもが分かるところでございますので、そういった場面が出てきましたらですね、しっかり相談し、ただ、余りにも行政が介入するといけませんので、ボランティアの意識をしっかりと尊重しながらそういった補助制度があれば補助制度を紹介し、また、町でできる部分は町でやってしっかりと補助、補っていききたいとそのように思っています。

考えております。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

次のですね、イ、安心して暮らせる町。

その中で暑さ対策で、クーリングシェルター開設に向けての取組をしたいっていう、そういうことでしたが、その辺の取組状況が一体どうなってるかっていうことで伺いたいんですが。

まずですね、現在本町では、人吉球磨薬剤師会が、調剤薬局に涼み処を開設されています。

6月5日付け住民ほけん課の回覧では、ひと休み休憩所の募集がなされています。

そこで、そういうことを含めて、まず伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井淳一君）

お答えします。

もう皆さんご承知のとおり最近の夏場の暑さっていうのはですね、異常であります。熱中症で救急搬送される数も相当多ございます。

まずその点も踏まえまして私が当初ですね立候補するときに考えたところでございます。

現在多良木町には、気候変動適応法に基づく指定所熱避難施設クーリングシェルターとして、多目的研修センターを令和6年度より指定しております。

一方で、法に基づく取り組みとは別に、多良木版クーリングシェルターとしてひと涼み休憩所の設置に向けた準備を進めてまいっております。

この町独自の取り組みは、クーラーなる空間でイスやソファに腰かけ、体調を整えるまでの30分程度を目安に休憩できる場所を町内の各所に設置するというものでございます。

運用期間は7月1日から9月30日までを予定しておりまして、町から指定を受けた場所であれば、予約なしで無料で利用可能でございます。

まずは役場ロビーをはじめ、黒の蔵や多良木財団といった公的な機関からの運用を開始を始めます。

また、今月5日より、民間の事業者や店舗に対しまして、協力を呼びかけておりまして、ひと涼み休憩所の場所を随時増やしてまいりたいとそのように考えております。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

県内の合志市ですね、ここでは熱中症予防のため、室内で暑さをしのぐ、クーリングシェルターですね、これについては市内6つの郵便局と協定を結ぶこと、そして、市役所庁舎をはじめ、公共施設をですね、既に開放されています。

そこで本町ではですね、今後、今募集はされてるっていうことですが、どのように進めていけるのか、その点について、どうぞ。

○議長（宇佐信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは答弁させていただきます。

まず人吉球磨薬剤師会ですね、ほうの議員が言われました取り組みについて、今の情報をお伝えいたします。

この人吉球磨薬剤師会のほうでの取り組みでございますが、月曜から金曜まで、または休日当番がある薬局ですね、午前から夕方まで、店頭に休み処というのぼり旗を立ててですね、熱中症予防の一時休憩所を昨年度あたりからですね、取り組まれておられます。

なお、多良木町内の薬局に確認しましたところ、今年度は6つの薬局で取り組みのほうをされておられます。

本町といたしましても、この町独自の取り組みであります、ひと涼み休憩所の趣旨と同じでございますので、ともに協力できる場所があればですね、協力して、熱中症予防に努めてまいりたいというふうに考えております。

また郵便局の取り組みとしてですね、議員が言われましたことに関しましては、この多良木町も多良木郵便局、久米郵便局のほうとは個別にご相談のほうを進めておる状況でございます、またこの結果がはっきりしましたらですね、いろんな方法で周知のほうをしてまいりたいと思っております。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

ではウになりますね。

未来に向けた優しい町づくり、とりわけ、ごみ出し困難者への対策について、町長も公約の中でも特に、その辺の人たちを支援することが大切だというふうにおっしゃってましたんでね、これについていったいどのようになっているのか、その点についていかがでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それではお答えいたします。

ごみ出し困難者に対しての支援策につきましては、3月の一般質問の中で住民ほけん課長より多良木町社会福祉協議会で取り組んでおります、えびす顔サポート事業を積極的に活用し、ごみ出し困難者を支えていきたいと答弁しておりましたので、簡単に事業の概要とごみ出し支援の実績についてご説明申し上げます。

えびす顔サポート事業は、多良木町社会福祉協議会に委託しております、多良木町生活支援体制整備事業の一環として、昨年度末より開始されたもので、有償ボランティア制度を活用しながら、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう日常生活に必要な支援を有料で提供しております。

あわせて地域住民による相互扶助の促進も目的としております。

本事業で提供している主な支援内容は、掃除や片づけ、電球の取り替え、日常のごみ出し、リサイクル品の搬出、敷地内の簡単な手入れ、日常の買物代行、役所等への書類提出、代筆、朗読などとなっております。

現在、支援を行う協力会員として24名の方にご登録いただいております。

ごみ出しやリサイクル搬出に関する支援実績としましては、3月に2名、4月及び5月にそれぞれ3名の方に対して支援が行われました。

高齢者のみの世帯やおひとり暮らしの高齢者が増加する中で、ごみ出し支援を必要とする方は、今後さらに増えていくものと考えられます。

本事業は、1回当たり1時間以内の支援で30分ごとに100円、最大でも200円と利用しやすい料金設定となっております。

今後もより多くの必要とされる方にご利用いただけるよう多良木町社協と連携し、事業の周知と利用促進に努めるとともに、本事業の取り組みがごみ出し困難者への対策の一助となるよう継続的に取り組んでまいります。

○議長（宇佐信行議員）

6番

○6番（久保田 武治議員）

今の答弁を踏まえてね、さらなる取組をどういうふうに出されるのか、その点ちょっといかがですか。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井淳一君）

お答えします。

今後ますます増えてくることは分かっておりますので、えびす顔サポート事業を広報や回覧版で周知したいと思っております。

また、6月のですね社協理事会におきましても、この件が話題となりまして、ある理事からですね、ごみ出し困難者への視点という取り組みについては高く評価された上で、しっかりと進めてほしいという声がありました。

もう1点、余り過度にですねそういったこうすることによって、そういったなんすかね、歩く機能とか、そういったのが逆に衰えていく可能性がありますので、そういったところはしっかりと見極めながらですね、ボランティア、これをやっていきたいというふうに私は思っております。

○議長（宇佐信行議員）

はい、6番、いかがですか、久保田議員、一応ですね、開会から1時間経過しましたので、ここで暫時休憩いたしたいと思えます。

(午前11時01分休憩)

(午前11時09分開議)

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番。

○6番（久保田 武治議員）

それでは二つ目の物価高騰への支援策について伺いたいと思うんですが、この4月から4,000品目以上の食料品が値上がりをして、さらに令和の米騒動もあって、生活困難者が増えております。

国の重点支援地方交付金などを活用しての支援策について伺いたいということなんですが、まずアのですね、低所得者への米価高騰支援はできないかということです。

2024年の生活保護申請件数が前年比0.3%増の約25万6,000件で、5年連続で増加し、最多だったというふうに厚労省が報告をしています。

原因として、新型コロナの支援が縮小したことや、特に食品の物価高が生活を直撃して、生

活苦やら困窮から抜け出せない状況が背景にあるという指摘もあります。

この間国からの臨時交付金、低所得者支援として、住民税非課税世帯に3万円、子ども加算、1人当たり2万円の支給がありました。状況は改善していません。

とりわけ日々の主食の米価高騰で、食費を切り詰めるために食事の回数を減らしたりする人も出てきています。

今回備蓄米の放出によって価格は下がったものの、低所得者や高齢者が入手困難な事例も続出してあります。

これは熊日ですね、読者の投稿記事なんです。これでいきますと、東京で備蓄米が5キロ2,000円で販売され、人々が行列をつくっている様子をテレビ見ました。私は86歳で、80歳の妻と2人暮らし、買物には私が車を運転して1人でいきます。高齢などで運転は不安ですが、歩いて荷物を持って帰るのは難しいので、運転も明るい時間帯を心がけています。もし熊本でも備蓄米が回れば行列になるかもしれません。暗いうちから販売所に行って、長時間並ぶのは体力的に無理で、買うのは諦めようと思っています。

高齢者や低所得者の世帯が買いやすい仕組みがあれば、ありがたいという記事なんです。そこでですね、低所得者あるいは高齢者などにさらなる支援を検討できないかということで、まず、イの、まずそのことについてちょっと伺いたします。

○議長（宇佐信行議員）

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

久保田議員、久保田議員、答弁の前に、アのご質問でよろしいですか。

議員ご指摘のとおり、昨今の物価上昇に伴い、特に主食であるお米の価格高騰は、生活に直結する深刻な問題であると認識しております。

特に家計への影響が大きく、町としても強い関心を持って注視しているところでございます。

また、今回のご質問は、米価高騰に対して重点支援地方交付金などを活用しての低所得者への支援はできないかということですが、本町におきましては、これまでにも、物価高騰対策の一環として、低所得世帯や子育て世帯を対象とした支援金の給付など、一定の取り組みを進めてまいりました。

米価高騰に関して、本町単独での直接的な価格補填や配給のような支援については、財政的にも課題が多いので、多いのが現状であります。

現時点ではお米に特化した支援を行う考えはございませんが、主食であるお米の価格高騰を安定化させることは急務であり、国が責任を持って、生産から消費までの米政策に総合的に取り組むべきものと考えております。

しかしながら、本町としましても、生活に直結する食料支援や福祉施策の充実については、重要な課題として位置づけ、今後も国、県の動向を注視し、関係課とも連携しながら対応していきたいと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

はい。

これはですね低所得者高齢者向けってということだけではないんですが、湯前町が4月にですね、補正予算でもって、例えば町民1人当たりに5,000円を支給する。

それから水道料金の基本料金をこの5月から、来年2月まで減免する、湯前の基本料金が1,540円ですんで、10か月の1万5,400円を支援しているということでもあります。

さらに、未就学の保護者に対して子ども1人当たり5,000円、それから小中学生と高校生の教育をですね支援するために、例えば小学1年生は1万円、2年生は1万2,000円、高校生は3万円ということで、これはですね、財源をどうしたんですか、総務課長に伺いましたら、先ほど課長答弁された、要するに臨時交付金ですね、これと、それから一般財源をね、投入しましたっていうことでした。

それでですね、次のイの全国でお米券を配布する自治体が相次いでいるが、本町でも検討できないかっていうことで、実はこれ、朝日新聞なんです。自治体米を配るという見だしでですね、これはですね、香川県の善通寺市が5月、市内の高齢者を対象にお米券8,800円分を配

布を始めております。

担当者がですね、食費を切り詰めると健康的な食生活を維持できなくなるので、主食で欠かせない米の支援を決めたというふうに話をしております。

宮城県のですね利府町ということですが、3月から町内の未就学児1人当たり米5キロ支給しているという例が出ています。

それからこれはつい最近、皆さんご覧になったと思うんですが、高森町ですね、米無償配布へ、これはやっぱり、民間から米を仕入れて町内の子ども食堂、子育て世代に無償で配布する、7月上旬にも配布ということで、県内ではこれ初めてだというふうになってます。

特にですね18歳以下の子どもがいる356世帯、65歳以上の単身高齢者の719世帯、そして子ども食堂、特に子育て世代は10キロ、高齢者世帯を5キロっていうふうになってます。

これ、高森町役場の総務課長に伺いました。この財源どうなされましたと。一般財源ですとおっしゃってました。要するに交付金がもうないので、一般財源から捻出をしておりますということでした。

そういうことでね、やはりそれぞれいろいろ知恵を凝らして、やっぱり困ってるそういう人たちへの支援をね、されてる自治体もやっぱり出てきてるわけですので、その点で本町でも検討できませんかっていう、そういう問題を今、私は出してるわけです。

いかがですか。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井淳一君）

お答えします。

お米券につきましては、生活に直結支援として一定の効果が期待される一方で、発行配布に係る事務負担、対象の選定方法などの課題もございます。

また、国や県による財政的な支援措置が限られている中で、町単独で実施するには財政負担も大きいという現実がございます。

しかしながら、町民の生活を守るという観点では、それも考え方の一つとして認識しているところでございます。

今後の国県の動向や、米価等を注視しながら研究させていただければとそのように考えております。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

ちなみにですね高森町のですね、今回の米対策1,000万です。予算はね、はい。

ですから財源をどのように捻出するかっていうそういう問題ありますが、ぜひ今後検討して、重ねていただきたいというふうに思いますんで、次の3番目の移りたいと思います。

防災会議の女性起用についてお伺いいたしております。

地方防災会議の女性委員を30%とする国の目標に対して、県内自治体でも改善が見られないとの報道がありましたが、本町ではこれどのように改善されるのかということなんですが。

熊日新聞取材によりますと、地域の防災計画を担う地方防災会議で、女性委員の割合を30%とする国の目標に達している県内の自治体は、3月末時点で、県庁と芦北町のみで、市町村全体では10.4%にとどまっております。

本町の場合は、防災会議の委員が11.5%、防災担当者、危機管理防災課ですが、0となっておりますね。

特にですね、有識者はこの意思決定、防災会議でね、大変男性が占めると生理や妊娠など女性特有の事情が見落とされてしまう、被災の教訓がね生かされていないっていう指摘をしているわけです。

そこで本町の実情はどのようになっているか、今月6日に防災会議が開かれていると思うんですが、委員総数は何名で、その中の女性委員は何名だったんでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

はい、椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは、本町の防災会議における女性委員の現状についてお答えいたします。

直近の2年間の現状についてお答えしたいと思います。

令和6年度の防災会議におきましては、女性が3名で、全体の委員数26名に対し、割合で申し上げますと11.5%でございました。

令和7年度におきましては、女性が2名で、割合につきましては7.7%でございます。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

そこですすねまず担当部署、危機管理防災課、それから委員の登用については今後どのように進められるのかということなんですが、担当部署の正規職員の起用配置というのが出てまして、町村では玉東町と山江村が50%になってますね。市段階では、人吉、水俣の20%が最高になってます。0は本町を含めて14市町村なんですが、球磨郡では0なのは多良木だけです。ちなみにあさぎり18.2、湯前22.2、水上村28.6、五木25、このようになっています。

それから委員の起用ですすね。

芦北町の事例でいきますと、芦北町が比率が高いってということで、特にですすね、30%を超えたということなんですが、熊本地震や20年の豪雨災害を踏まえて、女性が多い団体に参加を促したほか、女性防災士らに積極的に声をかけて、43人のうち女性14人を起用したというふうになっています。

県は23年度に防災会議条例を制定して、改正して、定員を12名増やして、増員分全て女性を任命したということなんですすね。

起用が進んでいない自治体、これはですすね、防災会議の委員が、充て職、ということになっているから、結局、災害対策基本法の規定で警察や消防など公共機関の長らが選任されるためその役職に女性が少ない、そうすると結果的に男性が多くなるという、そういう指摘をしています。

そういうことを含めてですすね、今後の職員の配置、あるいは委員の委嘱任命、これはですすね町長の政治、政策的な判断がですすね、当然大きいわけですから、その点について、あなた自身、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは私のほうからは防災会議委員への女性委員の登用についてお答えいたします。

先日、県による防災等に関する説明会がございまして、その際に、男女共同参画基本計画において、都道府県防災会議における女性委員の割合について、国が目標とする数値30%についても説明がございました。

その説明の中で、熊本県防災会議における数値達成の取組内容のご紹介があったところでございます。

こちら、先ほど久保田議員からもご紹介ございましたが、県の取り組みとしまして2点ございまして、まず1点目が県防災条例の委員数の上限を引上げ、女性委員を新たに登用したこと。2点目に、指定公共機関や指定地方公共機関に対し、防災会議委員への就任は、各機関の長に限定されないことを説明した上で、女性の候補者を防災会議委員に積極的に推進していただくよう依頼をしたとのことでございます。

また、既に30%を達成している芦北町の取り組みとしまして、こちらでもご紹介いただきましたが、女性が多い団体に参加を促したほか、女性防災士に積極的に声をかけ、女性委員の増を図ったとのことでございます。

そのような事例を参考にしながら、本町でも進めてまいりたいと思いますが、特に本町には多良木町防災士会を発足していただいております。会員数107名のうち、19名が女性となっております。

そのような方に積極的に声をかけをしまして、国の目標である女性委員30%を目指してまいりたいと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井淳一君）

私のほうからは、主に担当部署への女性職員の任用についてお答えいたします。

現在、担当部署である危機管理防災課につきましては、正職員3人、会計年度任用職員1人の4人体制、男性のみで業務を行っているところでございます。

令和4年5月に国による調査結果が公表されております。

調査内容についてご紹介しますと、男女共同参画の視点に立った防災復興ガイドラインに基づく地方公共団体における防災の取組状況について調査が実施されております。

調査の結果、防災危機管理部局に女性職員が1人も配置されていない市区町村が全国で約6割に及ぶことや、市区町村の備蓄状況については、地方防災会議の女性委員の割合が高い自治体のほうが、女性委員が1人もいない自治体に比べ、多様なニーズを踏まえた備蓄がなされていることなどが明らかになったとのことでございました。

多良木町の生理用品等の備蓄物資につきましては、女性の保健師等に相談し、購入している状況でございますが、先ほど申しました国の調査結果等も踏まえ、女性職員の任用及び防災会議への女性委員の登用につきましては、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

はい。ぜひそのように進めていただければと思います。

4番のですね、教育長の所信について移りたいと思います。

まず就任後、2か月経過しましたが、以下の問題、課題にどのように取り組まれるのか、所信と決意を伺いたいというものです。

教育長ご自身もですね、教壇に立たれ、そして子どもたちの学びや人格形成に直接関わってこられました。学校長や教育事務所の指導課長としても、学校経営や教育行政に精通されていると思います。

そこで今教育が直面してる問題や課題にどのように向き合っていられるのか。

所信や決意の一端をですね、伺いたいということなんですが、まずアのですね、不登校児童生徒問題と学校の在り方についてはどのようにお考えか。

小中学校生の不登校はこの10年で、3倍に急増し、35万人近くなっています。

その中で増加率が顕著なのは、小学校低学年で激増していることです。

本町ではですね、令和5年度は小中学校19人、令和6年度で25人、というふうになっているようです。

要するに6名、前年度より増えたということだと思んですが、昨年12月にですね、私不登校問題で質問をいたしまして、その中の答弁でですね、これ生涯学習課長の答弁だったんですが、予防的取組として、魅力ある学級づくりに努め、児童生徒に居心地のよい場所になるような取り組み、あるいは、不登校の児童生徒には個別に支援計画を立て、スクールカウンセラーや心理士などの専門家や医療機関との連携も行っています。

在宅学習支援としてのタブレットの持ち帰りや訪問指導などを行っておりますということと、昨年度より、不登校児童生徒にやすらぎ教室を開いているということで、たしかこのやすらぎ教室には教育長もたしか関わっておられますね。

特にですね、全国では特に小学生の親たちの不登校離職、つまり子どもをですね、家庭においてみなければいけないので、仕事をやめたり仕事に就けないっていう、そして生活が困窮するっていう、そういう世帯も増えているわけですね。

ですから、ある意味で非常にこれ深刻なんですね。

今回不登校対応ではありませんが、児童生徒の学力、学習意欲の向上のための未来塾も開校されました。

不登校問題は、学力偏重主義や、親の経済力による学力格差の解消、教員の働き方や処遇改善や増員、少人数学級などの教育環境の整備などを必要としますので、1自治体の教育長や教育委員会の取り組みには限界があるのは当然のことですね。

ですから本町では、子どもが学校に行きたくなる楽しく、居心地のよい場所になるための取り組みをですね、どのように進めていられるのか、その点について教育長にまず伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

はい、吉村教育長。

○教育長（吉村英亀君）

どうぞよろしくお願ひいたします。

お答えいたします。

不登校児童生徒とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくとも登校できない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義されています。

今日、不登校児童生徒は、議員ご指摘のように、日本全国においても、この人吉球磨管内においても増加傾向にございます。

多良木町においては、令和 6 年度末の時点で、小学校 3 校で 15 人、中学校 10 人となっており、不登校児童生徒への対策は、多良木町小中学校においても課題となっております。

学校での対策としましては、児童生徒との面談や保護者との教育相談、愛の 1・2・3 運動+1 などの取り組みを進めているとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携、多良木町福祉課との連携などがあります。

また、多良木町教育委員会としましては、毎月、多良木中学校との情報交換、各小学校とは、学期に 1 回情報交換を担当者が行き、情報の共有を行っております。

また、毎月町内校長会を開催し、町内における長期欠席児童生徒及び不登校児童生徒について、推移を確認し合い、改善事例等があれば、その都度、情報共有をしています。

町独自の取り組みとしましては、先ほどありましたように、毎週金曜日、1 時間、多良木町中央公民館図書室でのやすらぎ教室を開催し、設置し、職員を配置し、居場所づくりとして取り組んでおります。

最近の事例では、町内の小学校で不登校状態にあった児童が学校と保護者とスクールソーシャルワーカーとの教育相談を重ねてきたことで、登校できる状態に近づきつつあるという報告がっております。

可能性のある児童生徒ですので、いろいろな対応を講じながら、町内の各学校でも取り組んでいただいております。

久保田議員からありました、学校が行きたくなる楽しい居場所、居場所になる、そういう取り組みについてというふうなお尋ねもありましたけども、年度初めに、令和 7 年度多良木町学校教育取組の重点というふうなものを作成いたしまして、小中学校にお示ししているものですが、その中で、一つとして、学校総体として魅力のある学校づくり、学級づくり、集団づくり、あるいは児童生徒相互の人間関係、児童生徒との教職員との信頼関係づくりなども挙げております。

そういったことをお示ししながら、今後学校とそういう進捗状況を確認しまして、教育委員会としても相談に乗ったり、応援したりして対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

それでは、次のイのですね、平和教育をどのように進められるのかということなんですが、ロシアのウクライナ侵攻に加えて、イスラエルとイランが交戦状態に入った、あるいは☆ランプが移民への弾圧を強行するなど、世界各地で平和と人命がですね損なわれる事態が発生しています。

我が国でも、戦争放棄し、そのための軍備を持たないと誓った憲法 9 条を踏みにじり、自公政権が防衛費、いわゆる軍事費をですね、毎年大幅に増やして、アメリカから大量の武器や兵器を買い付け、敵地攻撃能力の装備に奔走しています。

また自衛隊も海外での軍事共同訓練の強化など、有事に他国の戦争に動員される、そういう危険性も高まっています。

戦後 80 年が過ぎ、戦争体験者が年々減少する中、あの戦争の体験や悲惨さと平和の尊さをしっかり継承することが求められています。

とりわけその中で原爆で被災し、核の廃絶を訴え、永年、長年活動された日本被弾協が、ノ

ーベル平和賞を昨年受賞されたこのことには特別な意味があるというふうに思うんです。

教育長もご存じだと思うんですが、戦後すぐに日本教職員組合、日教組がですね、掲げた誓い、スローガンは、教え子を再び戦場に送らないということだったんですね。

そこには、軍国主義教育で多くの子どもたちを戦場に送り、戦死させた深い反省と悲しみがありました。

そのような教育をね繰り返しちゃならないっていうことだと思うんですが、そこで平和教育を教育長としてはどのように進めていかれるのか、いかがでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

はい、吉村教育長。

○教育長（吉村英亀君）

文部科学省における平和教育は、子どもたちが平和問題を多面的に考え、平和な社会形成に主体的に参加できる力を育むことを目的としています。

具体的には平和問題に対する思考力や批判的判断力を養い、平和を表現し発信する力を育むことを目的としています。

各学校での実際の授業においては、特別に平和教育の時間として取り組んでいくのではなく、日常的な教育活動の中で、国語科、社会科、道徳科など様々な教科で年間を通した年間指導計画に沿い、平和教育に係る指導を取り入れています。

今日の世界の社会情勢においても、ロシアによるウクライナ侵攻やパレスチナイスラエル戦争、イスラエルイラン戦争が続いており、多数の死傷者が出ております。

このような戦争に対し、引き起こされた原因や今日の状況などをテレビニュースや新聞等で児童生徒が自ら確認し合ったり、学校だけでなく、ご家庭でも話題にしたりして、自ら関心を持つことが大切であると考えております。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

かつてはですね、夏休みに戦争に関するですね、講演とかあるいは映画があったり、それから、修学旅行についてはそれなりにですね、当然平和を目的としたっていう、そういうものが入ってると思うんですが、さらに引き続きですね、取り組みを続けていただければと思います。

次のウのですね、人権、ジェンダー平等の教育についてはどのように取り組んでいかれるかということなんですが、人権については憲法でも第10条で基本的人権の共有、12条で自由権利の保持の責任と濫用の禁止、13条の個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉の項では、全て国民は個人として尊重される、生命自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り最大の尊重を必要とする、そして、14条で、法の下での平等で、人種、心情、性別、社会的身分または門地により政治的経済的または社会的関係において差別されないこと、そういうことをうたっています。

先月、多良木小で人権の花運動の伝達式が行われたことを報じていましたが、あれこれの理屈より子どもたちにとってはですね、自分たちの身近なそういう取り組みを通して、人権感覚、そういう意識をね、高めることがやっぱり有意義だなというふうに私自身も思いました。

ジェンダー平等については、日本が女性差別撤廃条約を批准して、40年経過していますが、雇用や賃金格差、DVやハラスメント、LGBT、選択的夫婦別姓など、日本の社会の現状は国際社会から大きく立ち後れています。

先日の新聞報道でも、男女平等日本118位との見だして、男女格差、いわゆるジェンダーギャップがですね、大きく改善が進んでないということを指摘されています。

そこで人権やジェンダー平等教育、これについてはどのように進めていかれるのか。

○議長（宇佐信行議員）

吉村教育長。

○教育長（吉村英亀君）

人権教育については、熊本県人権教育啓発基本計画及び熊本県教育振興基本計画を踏まえて、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

学校教育においては、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めるために、教育の根幹に人

権教育を据え、児童生徒にしっかりと寄り添い、1人1人を大切にされた教育を推進していくことを目指しています。

先ほどご指摘ありましたように、先日の5月21日には石井町長、そして熊本地方法務局人吉支局長、人権擁護委員の方々が見守られる中で、令和7年度人権の花運動実施校として、多良木小学校が伝達式典を行っております。

また、多良木町教育委員会においても、多良木町学校教育取組の重点の中に人権教育の充実を位置づけ、各小中学校が作成するグランドデザインの中には、それぞれ人権教育に係る取り組みを位置づけ、教育活動を展開しております。

各学校で児童生徒の心にしっかりと寄り添い、1人1人を大切にされた教育活動を展開し、教職員自らが常に人権感覚を高めるとともに特に人を傷つけるような言動に対しては適切かつ毅然とした対応をするなど、自他の人権を大切にする言語環境を含む学習環境づくりを行ってまいりたいと思います。

ジェンダーフリーにつきましては、社会的に規定された性別による役割や固定観念を否定し、性別にかかわらず、個人の能力や個性、選択を尊重できる考え方だと捉えております。

男女の間に存在すると考えられてきた男らしさ、女らしさなどの役割や固定観念をなくし、性別にかかわらず、1人1人が自由に生きられる社会を目指すものだと考えています。

一方今日よく聞かれるのは、男女共同参画社会づくりです。

男性も女性も社会のあらゆる分野で平等に参画し、それぞれの個性と能力を発揮できる社会のことです。

具体的には職場、家庭、地域、学校など様々な場所で、性別に関係なく活躍できる環境を整え、誰もが自分の意思で選択し、責任を共有できる社会を目指すことが大切であると考えています。

多良木町でも、男女共同参画の推進を積極的に行い、地域社会の活性化を目指しているものと考えます。

様々なイベントや研修会を通じて、男女共同参画について理解を深め、1人1人が積極的に社会活動に参加できる環境を整えることが必要であると考えます。

社会教育においても今後ジェンダーフリー、男女共同参画社会づくり、人権教育に関することについて、多良木町広報等を活用して啓発につながるコラムを設けて、啓発に行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

では次のエのですね、教員の働き方改革、これをどのように進められるのかっていうことなんですが、つい先日ですね、国会で教員の処遇改善や長時間労働の是正に向けた教員給与特別措置法が成立して、教員に残業代のかわりに基本給の4%相当を支給して、毎年1%ずつ上げて10%まで、それとあわせて、教育委員会には業務量の管理計画を義務づけて、働き方改革を推進するっていう内容になっているようです。

働き方改革については、本町でも、これまでも取り組みがなされていると思うんですが、文部科学省の調査では、23年度の月平均残業時間が国の指針上限の45時間、これは一般的な法人でもってですね、定められている数字ですが、45時間を超えた教員が小学校で24.8%、中学校で42.5%となっており、ブラックと言われるですね、長時間労働が以前と続いているということがうかがえます。

今回の改正等もあわせて、どのようにこの問題に対応されていくのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

はい、吉村教育長。

○教育長（吉村英亀君）

令和6年11月に熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン第2期が策定されております。

学校現場の業務の見直しや負担軽減の取り組みを促進し、教職員の長時間勤務の改善や労働

安全衛生管理の徹底、喫緊の課題である人材確保の取り組みなど、今後も働き方改革を進めていく必要があります。

多良木町教育委員会としましては、留守番電話の導入、閉庁日の設定、勤務時間管理システム、学校における衛生委員会の設置などの整備ができております。

また、教職員の事務整理の軽減に対応するために、鈴木教育ソフトといたしまして、事務処理支援ソフトを導入しており、名簿情報管理、出席・欠席の情報管理、通知表作成、指導要領作成、成績処理、保健管理、そういうものをセンターサーバーとしていろいろな事務処理に活用していただいております。

月 45 時間以上超過勤務者、月超過勤務時間 80 時間以上の勤務者についても、昨年度末も報告がっており、各学校での取り組みが徐々に進んでいると見ているところです。

超過勤務のあった場合の理由として、教材研究、諸調査の事務処理、中学校では部活動の指導などが理由として挙げられておりました。

今後も学校長と働き方改革について話題を共有しながら、教職員の方々の働き方が改善できるように、教育委員会としても見守ってまいりたいと思います。

また、本年度より、教員業務支援員を町内小・中学校全ての学校に配置しております。

教員業務支援員の役割は、授業で使用する教材及び家庭配付文書等の印刷・仕分、宿題等の提出物の受け取り・確認、小テスト等の採点補助などをしていただいております。

このことについては、現場の教職員の負担軽減に少なからずつながっているのではないかなと考えているところです。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

教員がですね、少なくとも我が家で、まともな家庭生活ができないっていうのはやっぱり異常だと思います。

ぜひ積極的な取り組みをですね、教育長にもお願いをして、5 番目最後になります。

川辺川の問題について伺いたいと思います。

まず 1 なんです、ダムを建設すれば 2020 年 7 月 4 日の 1.4 倍の雨量で緊急放流が行われ、洪水被害を拡大する恐れがあるということなんです。

また山形県の最上小国川ダム、ここはですね、穴あきダムなんです、川が濁って清流が失われています。「ダムで本当に命も清流も守れるか」との住民の声を町長はどのように受け止められるかということで、この事業主体は国交省ですから、直接、町長が関わるということではないのですが、しかし多額の税金が投入される、そして、しかも町長は今回、ダム促進協議会のメンバーとして、否が応でも関わられるっていうそういう立場になりますのでね、それで伺うわけですが、先週ですね、ダムによらない復旧復興を求める人吉球磨の会、いわゆる被災者の代表、それから県民の会があるんですが、国交省に出向いて、ダム建設をやめて、ダムによらない治水対策を求めると同時に、ダム建設の問題点についての交渉を行いました。国交省の担当者はですね、市房ダムと川辺川ダム、同時の洪水調整はできないというふうに述べます。

つまりダムの構造上、どちらも満水になったら同時に緊急放流することがあり得るということになります。そうすると逃げる時間を稼ぐのはダムではなくて、堤防のかさ上げや、そういった治水対策をですね、実施すべきだっていうのが住民の声なんです。

また、いや、先ほどの山形の小国川ダムの視察の中ですが、実はこれ、もうここに土砂が堆積してるんですけど、ちょうど 5 年になるんですけど、地元の研究者も驚くくらいにですね、土砂堆積が進んでいた。

山形大学の☆川辺という先生、名誉教授が同席されていたそうですが、ダムは下流に流す水を少なくする構造になっていて、下流に流れる水の速度は穏やかになり、そのために土砂が堆積する、これは本質的な問題で避けられないっていうふうに述べておられます。また溜まった土砂は日常的に下流に流れるので、川に濁るということになります。

つまりダムでは命も清流も守れないっていう不安がですね、やっぱり国交省がね、きちっと答えていないということになるんですけど。

その点についてはですね実は川辺川ダムの50分の1のダムなんですけど、阿蘇には立野ダムもできていますが、立野ダムもゲートのところは濁ってます。

特に鮎の品質が低下して、2015年に利き鮎会、全国で準グランプリを受賞した鮎の品質が失われ、釣り人が減少したっていうこととか、漁協の鮎収穫量が減少して、個人組合の取上げ券の売上げも減少したみたいなことも含めて書いてあるんですが、町長はね、今私が述べたことも含めて、もちろん長年、ダム問題を取材されたので、私よりかもっと詳しくいろいろ経過はご存知なんだろうけど、取りあえず今私が出してる問題についてはどんなふうにお考えになるか。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井淳一君）

お答えいたします。

確かに私も新聞記者時代に、特に☆塩谷知事時代からですね、ずっと取材をしてまいりました、ダム中止表明の後のダム以外での治水を極限まで、する会議ですね、そこまではしっかり取材しております。

答弁いたします。

令和6年10月に公表された環境影響評価レポートを継承し、さらなる環境影響の最小化や環境再生創出に向けて、国土交通省は令和7年3月15日に川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザリー会議を設置しております。

有識者から助言をもらって、環境保全や河川整備に反映させるためでございます。

これはやはり、地域住民の声であったり、そういった反対される方の声であったりそういったことをですね、しっかり県も国も反映するということでもしっかりと対応がなされたかと私は思っております。

そして、第1回会議ですね、これが先月13日に開催されております。あっ、先月じゃなく、この前ですね13日に開催されております。

そしてそれ以前から、県は環境にですね、極限まで配慮することを求めていますし、そういったことから、環境保護への強い意志を感じているところでございます。

また、国もしっかりとそれに対して答えようとしっかりと努力しているように私は見受けておるところでございます。

ダムを加えた流域治水において、避難する時間はこれまでより、確保できるのは間違いないと思います。

それはダムだけではなく、山を守ったりとかですね、遊水地を設けたり、そういった部分で、これまで以上に避難できる時間は確保できると思っておりますし、守れる命についても増えるというふうに私は思っております。

以上答弁とします。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

二つ目のですね国交省九州地方整備局が、国交省に川辺川ダム建設の事業認定を申請しています。

供給に頼らず丁寧な協議を求め、という熊日の社説もあります。

ダムの効果やですね、7.4洪水に対する検証は不十分で、というのは、7.4から3か月たった10月にはもう☆蒲島知事がダム建設ということを行ったのに、そういう検証が不十分さっているのは当然残ってるわけなんです。

流域住民への説明も不十分なもので、ダム建設を強行されようとしております。

特にですね、鮎漁師2団体やダムに反対する市民団体が公聴会の開催を請求しています。

昨年のダムの環境影響評価の説明会でも、カルチャーパレスもあって私も行きましたが、十分な説明がなく、多くの参加者が発言を求めているにもかかわらず8時半になったら、時間ですからって、司会者がですね途中でね、打ち切ったんです。つまり水俣病のマイク打ち切りと同様なんです。

そういう国交省の態度、説明責任を果たしていない。

それから先ほど、言いましたが、最上小国川ダムのそういう問題についても全然住民に情報が提供されていません。

そういう中でダムありきで事を進める国交省のね、こういう態度を町長はどんなふうに思われるのか、その点いかがですか。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井淳一君）

お答えいたします。

ダム建設中止の頃ですね。

本来ならばその前の☆塩谷知事のダム討論集会の頃から民意の動きというのは明らかに、私も取材の現場におりましたので分かっておりました。

そこを前提としてちょっとお話しさせていただきます。

平成20年8月にダム本体建設地の相良村、そして9月に最大受益地の人吉の当時の首長様が、川辺川ダムについて、相次いで反対されました。私はその現場でも取材しておりました。

そして、前の☆蒲島県知事ですね、も有識者会議を立ち上げられたり、住民の意見を聞く場、そういったものを設けられながら、また、先ほどの反対された自治体等ですね、そういったところの民意も踏まえられて、かなり熟慮されて、川辺川ダム計画の白紙撤回と、ダムによらない治水対策を決断され、そこは県民にも決断が、県民も決断に対して大きな支持をいたしました。

これは言い換えるならば、民意がやはり動かしたということでもあります。

聞く耳をしっかりとやっぱ国も県も持っているとは思っているわけです。その取材していたと当時からです。

そして、しかしですね、令和2年7月、大きな被害が起こりました。死亡者も出ました。行方不明者もいらっしやいます。そして、大きな財産を失われた方もいらっしやいます。

そうした物すごい被害状況、前知事も見られて、大きな政治決断をされたのを決断をひっくり返す、本当にどういった心境だったかってですね、とてもこうなんていうんですか、辛く難しい決断だったろうと推察するところです。

ただ、その中でもですね、恐らくそういった現場を見られたり、有識者の声を聞かれたり、そして住民の声を聞かれたりそういった中での判断だったと思います。

そしてまた、そういった議会であつたりですね、首長さんたちの意見も当然拝聴されたと思います。

そしてその後ですね、最大受益地や建設地、そして被害を受けた自治体、水没予定地を抱える自治体の首長や議会のほうから反対の表明や議決があっていない状況でございます。

上流域の私はその地域の方たちの民意、意見を尊重する、そのような考えであります。

以上答弁いたします。

○議長（宇佐信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

最後になりますが、えっとですね、今後、国交省やですね県に、流域住民に対する丁寧な説明、それからその意見や疑問にも誠実に対応する、そういったことをね、町長には求めていたきたいと思うんです。

それともう一つダム建設と町村長の中でね、川辺川ダムを観光の目玉になんていう、そういう市長がおられました、この最上小国川ダムではですね、穴あきダムは平常時は川の水をダムに空けた穴に流す構造です。

ですからダムを見に来て美しい山間に釣合いな巨大コンクリートの塊が見えるだけです。

例え、見に来たとしても、酷く濁ったダム湖に浮かぶ流木とごみが見えるだけです、というふうに地元の学者もおっしゃってます。

そういうことを述べて、私の質問終わります。

○議長（宇佐信行議員）

これで、6番、久保田武治議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 00 時 03 分散会)